

(社会福祉法人・更生保護法人・学校法人等の収益事業の判定表の記載方法)

この判定表は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人（私立学校法第64条第4項の専修学校及び各種学校を含む。）が、地方税法施行令第7条の4ただし書の規定により法人市民税の課税上、収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用します。

- 1 ①欄の金額が零以下となる場合は、②から⑩までの欄の記載は不要です。この判定表の「課非の判定」欄の非課税を○で囲んでください。
- 2 ②欄には、当該事業年度中収益部門から公益部門へ支出した金額（法人税明細書別表十四（二）26欄（同上以外のみなし寄附金額）の金額）を記載してください。
- 3 ③欄には、当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額（法人税明細書別表四14欄（受取配当等の益金不算入額）の金額）を記載してください。
- 4 ④欄には、当該事業年度中に還付を受け又は充当された金額（法人税明細書別表四18欄（法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額）及び19欄（所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等）の金額）を記載してください。
- 5 ⑤及び⑥の欄には、③及び④欄を除く当期中に収入した金額で法人税法の所得の計算上益金不算入とされた金額を記載してください。なお、法人税明細書別表4で減算した金額のうち損金に算入するもの（減価償却超過額の当期認容額、納税充当金から支出した事業税等の金額等）は含まれません。
- 6 ⑧欄には、損金算入限度額を超えた寄附金（法人税明細書別表四27欄（寄附金の損金不算入額）の金額）を記載してください。
- 7 ⑨欄には、法人税法の所得の計算上損金不算入とされた法人税の額を記載してください（法人税明細書別表四2欄（損金経理をした法人税及び地方法人税）及び4欄（損金経理をした納税充当金）のうち、法人税額及び地方法人税額に充てる金額）。
- 8 ⑩欄には、当該事業年度中に損金に算入した附帯税及び延滞税（法人税明細書別表四（損金経理をした附帯税、加算金、延滞金及び過怠税）欄の金額）を記載してください。
- 9 ⑪から⑬の欄には、⑧から⑩欄を除く当期中に支出した金額で法人税の所得の計算上損金不算入とされた金額を記載してください（法人税明細書別表四で加算した金額）。

ただし、次のアからウまでの金額は含めません。

- ア 法人税明細書別表四4欄（損金経理をした納税充当金）のうち、道府県民税及び市町村民税に充てる金額
- イ 減価償却の償却超過額（法人税明細書別表四6欄）
- ウ その他各種引当金、準備金等

なお、法人税明細書別表四で加算した金額のうち益金に算入するものは含めません。

- 10 ⑭欄に記載すべき金額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨ててください。

(注)この計算は、基本的に法人税明細書別表四による申告調整の逆の手順によるものですが、法人県民税及び法人市民税については非課税判定表の減算項目からは除かれます。これらの金額が一括して納税充当金等として減算されることのないように注意してください。